

○一宮町広報紙への有料広告掲載に関する要綱

平成19年2月16日

告示第5号

改正 平成21年3月30日告示第26号

平成26年3月31日告示第35号

平成29年3月31日告示第49号

(趣旨)

第1条 この要綱は、一宮町の保有する財産を有効に活用するとともに、自主財源の強化のために、町が発行する広報一宮（以下「広報紙」という。）に有料広告（以下「広告」という。）を掲載するにあたり、必要な事項を定める。

(広告掲載の内容)

第2条 広報紙に掲載することができる広告は、その内容が次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、条例、規則等に違反するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に係るもの又はこれに類するもののうち、青少年の健全な育成を阻害すると認められるもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 政党若しくは政治又は宗教若しくは思想に関するもの
- (5) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (6) 青少年保護又は消費者保護の観点から適切でないもの
- (7) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (8) 暴力団その他社会的団体が関与するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか町長が広告掲載として適当でないと認めるもの

(広告掲載の位置及び規格)

第3条 広告掲載の位置及び規格は、別表第1に定める位置及び規格による。

(広告掲載の時期)

第4条 広告を掲載する広報紙は毎月発行する広報紙とする。なお、特別号は除くものとする。

(掲載料金)

第5条 掲載料は、別表第2のとおりとする。

(掲載申込み及び決定)

第6条 広告を掲載しようとする者(以下「広告主」という。)は、一宮町広報有料広告掲載申込書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 業務内容等を明らかにする書類等(会社案内、パンフレット等) 広告主が個人の場合は、身分証明書等
- (2) 市区町村税等について未納の税額がない旨の証明書
- (3) 掲載しようとする広告案

2 申込みの締切りは、広報紙発行日より30日前とする。

3 広告の申込みは、1掲載号につき1件限りとする。

4 広告主が、枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(掲載決定等)

第7条 町長は、前条第1項の申込書を受け付けたときは、第2条に規定する基準に基づき、掲載の可否を決定し、広告主に一宮町広報有料広告掲載許可(不許可)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 町長は、広告主が掲載枠数を超えるときは、次の順により決定するものとする。なお、同順位のものの中にあつては、先着順とする。

- (1) 国、県、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 企業のうち公共的性格のあるもので、町内に事業所等を有するもの
- (3) 前2号に掲げるもの以外の企業及び自営業で、町内に事業所等を有するもの
- (4) その他広告として掲載することが適当であると町長が認めるもの

(広告掲載料の納入)

第8条 広告の掲載料は、掲載決定後、町長が指定する期日までに町の発行する納付書により広告掲載料を一括して前納するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

(広告主の責任等)

第9条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿の作成経費並びに破損等による修復に係る経費（町の責めによる場合を除く。）は、広告主の負担とする。

（掲載の取消し）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条の規定による広告の掲載の決定を、広告主への催促その他何らかの手続きを要することなく取り消すことができる。

(1) 町長が指定する期日までに広告の原稿等を提出しなかったとき

(2) 町長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき

(3) その他町長が、特に広告掲載に支障があると認めたとき

2 前項の規定により、掲載を取消しと認めたときは、一宮町広報有料広告掲載決定取消通知書（様式第3号）により当該広告主に通知するものとする。

（掲載料の還付）

第11条 掲載の決定後、広告主の責に帰さない理由により、掲載できなくなったときは、既納の広告掲載料は還付する。

（掲載料の不還付等）

第12条 掲載の決定後、広告主の責に帰すべき理由により、掲載が中止になったときは、既納の広告掲載料は返還しない。

2 広告主は、掲載後、その責に帰すべき理由により、町に損害を与えた場合はその損害を賠償するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日告示第26号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第35号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第49号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条）

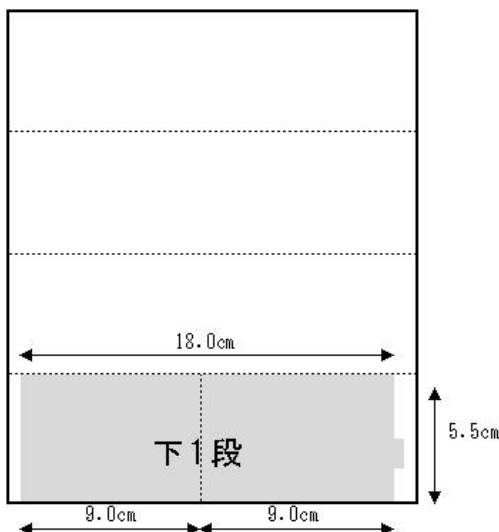
広告掲載の位置

掲載ページ	掲載場所	掲載可能規格
原則としてお知らせページ	下1段目の半分	1号広告×1箇所
	下1段目	1号広告×2箇所又は2号広告×1箇所

注：広報紙の編集上、支障があるときは掲載位置を変更することがあります。

広報の規格

区分	大きさ（縦cm×横cm）
1号広告	5.5cm×9.0cm
2号広告	5.5cm×18.0cm



別表第2（第5条）

掲載料金（1回）

区分	町内	町外
1号広告	10,000円	15,000円
2号広告	20,000円	30,000円

※町内…法人は町内に事業所等がある場合。個人は町に住民登録されている場合。

